

横浜市大学連携型起業家育成施設入居・成長支援補助金交付要綱

制定 平成19年2月5日 経観も創第1249号（局長決裁）

最近改正 令和3年8月1日 経経第721号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、東工大横浜ベンチャープラザ（以下「YVP」という。）に入居して行う研究開発の成果に基づいて事業化を目指す者に対する入居支援補助金（以下「入居補助金」という。）、及びYVP退去後に横浜市内での事業展開を進める企業に対する成長支援補助金（以下「成長補助金」という。）を交付することにより、本市における産学官連携による新たな事業の創出と産業の振興を図ることを目的とする。

2 YVP入居者に対する入居補助金及び成長補助金（以下、「両補助金」という。）の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（1） YVP

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が東京工業大学すずかけ台キャンパス内に設置する大学連携型起業家育成施設をいう。

（2） 入居日

YVPの入居に係る賃貸借契約書（以下「賃貸借契約」という。）に定められた使用開始可能日をいう。ただし、賃貸借契約の満了後、新たな賃貸借契約を締結し、継続して入居する場合においては、当初の賃貸借契約における使用開始可能日とする。

（3） 倒産

本事業において「倒産」とは、個人事業主が、所得税法第229条に規定する廃業の届出により、事業を廃止する場合、または法人が、銀行等取引停止処分、民事再生法による再生手続開始の申立て、会社更生法による更生手続開始の申立てのいずれかの状況に該当する場合、または個人事業者または法人が、破産法に基づく破産の申立てをした場合をいう。

（入居補助金の対象者）

第3条 入居補助金の交付を受けることができる者（以下「入居補助金の対象者」という。）は、第5条第1項に規定する補助対象とする期間（以下「入居補助金の補助対象期間」という。）においてYVPに入居し、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、次項の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 横浜市内中小企業

横浜市内に事業所を持つ事業者（本社以外の事業所の場合は市内に事業所を開設してから1年を経過していること。ただし、本社を横浜市内に移転する者は、登記事項証明書に記載された移転日をもって横浜市内企業として扱う。）で、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項で規定する中小企業

(2) 市内大学発ベンチャー

入居日において創業5年以内で、市内大学の産学連携の研究成果、研究資源又は人的資源に基づいて新事業の展開を目指すベンチャー企業

(3) 東京工業大学発ベンチャー

「東工大発ベンチャー」の称号を授与されたベンチャー企業、入居日において創業5年以内で東京工業大学の研究資源若しくは人的資源に基づいて新事業の展開を目指すベンチャー企業又は東京工業大学の研究資源若しくは人的資源を活用したベンチャー企業設立に向けた起業計画・事業計画を有する者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入居補助金の対象者としなない。

(1) 入居補助金の交付を受けたことがあり、YVPを退去した者

(2) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年法律横浜市条例第51号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(3) 暴力団員（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下、この項において同じ。）

(4) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(5) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当する者

(6) 税金、社会保険及び横浜市に対する債務の支払い等の滞納がある者

(7) 大企業によって発行済み株式又は出資総額の2分の1以上を所有されている者

(8) この要綱に定めるYVPへの入居に対し、他の機関等から賃料補助を受ける予定がある者又は受けている者

（入居補助金の補助対象とする経費及び額）

第4条 入居補助金の補助対象とする経費は、入居補助金の対象者が中小機構に支払った賃料とし、入居補助金の額は、別表1で定める額とし、1者につき上限100万円とする。ただし、1月に満たない補助対象月がある場合は、当該月の入居補助金の額は、日割計算（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て）によるものとする。

2 別表1による賃料補助は、当該年度の予算の範囲内で行うものとする。

(入居補助金の補助対象期間)

第5条 入居補助金の補助対象期間は令和3年4月1日以降に入居し、入居日の翌月(入居日が月の初日の場合は当月)から1年間とする。

2 前項に定めた補助対象期間途中であっても補助終了の事由が発生した場合は、その日をもって補助を終了する。

3 居室の増床又は移転をした場合においては、それまでの補助対象期間を引き継ぐこととする。ただし、第4条に定めた入居補助金の額については増床又は移転をした日をもって、変更する。

(入居補助金の交付申請及び実績報告手続)

第6条 入居補助金の交付を受けようとする者は、横浜市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金交付申請書(第1号様式。以下「入居補助金交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、すでに同一年度内において提出済の書類及び当該書類のうち、その申請の内容を勘案して市長が提出を要しないと認めた書類については、この限りでない。

(1) 賃貸借契約書の写し

(2) 中小機構が発行する賃料納入証明書(補助金規則第14条第5項第1号の規定にかかわらず、100,000円未満のものも含む)

(3) 入居補助金の申請者が横浜市に支払った直近1年分の市民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税(以下「市税」という。)の納税証明書(市民税が非課税の場合は滞納がない証明書)

(4) 非課税確認同意書(事業所税、固定資産税及び都市計画税において非課税税目がある場合。第2号様式)

(5) 役員等氏名一覧表(第3号様式)

(6) 前各号に掲げるものの他、市長が必要と認める書類

2 入居補助金の申請は、上半期(4月～9月)、下半期(10月～3月)ごとに、それぞれ各期の末日までに行うこととする。

3 補助金規則第14条による実績報告は、入居補助金交付申請書によるものとする。

(成長補助金の対象者)

第7条 成長補助金の交付を受けることができる者は、次の号のすべてに該当する者とする。ただし、次項の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 令和3年4月1日以降にYVPに入居し、同日以降に退去した者であること

(2) 退去後、横浜市内に本店または事業所等を設置し、継続して横浜市内で事業を行う意思があること

(3) 入居補助金の交付を受けた者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

- (1) YVPに令和3年3月末日までに入居した者
- (2) 退去後、申請時に2度以上の移転を行った者
- (3) 暴力団（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (4) 暴力団員（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下、この項において同じ。）
- (5) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (6) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当する者
- (7) 税金、社会保険及び横浜市に対する債務の支払い等の滞納がある者
- (8) 大企業によって発行済み株式又は出資総額の2分の1以上を所有されている者
- (9) この要綱に定めるYVPからの退去に対し、他の機関等から補助金を受ける予定がある者又は受けている者

（成長補助金の補助対象とする経費及び額）

第8条 成長補助金の補助対象とする経費及び額は、別表2で定めるものとする。

- 2 別表2による補助は、当該年度の予算の範囲内で行うものとする。
- 3 国内消費税及び地方消費税相当額は対象外とする。

（成長補助金の交付申請）

第9条 成長補助金の交付を受けようとする者は、横浜市大学連携型起業家育成施設成長支援補助金交付申請書（第4号様式。以下「成長補助金交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、すでに同一年度内において提出済の書類及び当該書類のうちその申請の内容を勘案して市長が提出を要しないと認めた書類については、この限りでない。

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) YVP退去後に行う事業の内容を明らかにする書類
- (3) 法人である場合は移転後の履歴事項全部証明書、個人である場合は移転後の居住地を証する書類及び法人設立計画を明らかにする書類
- (4) 成長補助金の申請者が横浜市に支払った直近1年分の市税の納税証明書（法人市民税が非課税の場合は滞納がない証明書）
- (5) 非課税確認同意書（事業所税、固定資産税及び都市計画税において非課税税目がある場合。第2号様式）
- (6) 役員等氏名一覧表（第3号様式）
- (7) 前各号に掲げるものの他、市長が必要と認める書類。

2 成長補助金の申請は、原則として、YVPからの退去後横浜市内での移転登記等手続き後に行うものとする。ただし、市長が登記後に申請することが困難であると判断した特別な事由に限り、登記前の申請を行うことができる。

(両補助金の交付決定)

第10条 市長は、第6条の入居補助金交付申請書及び書類が提出されたときは、補助金規則第6条及び第15条の規定により内容を審査してその適否を決定し、適合と認めるものについて別表1により入居補助金の額を決定し、その結果を横浜市大学連携型起業家育成施設入居・成長支援補助金交付決定通知書（第5号様式。以下「交付決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の成長補助金交付申請書及び書類が提出されたときは、補助金規則第6条の規定により内容を審査してその適否を決定し、適合と認めるものについて別表2により成長補助金の額を決定し、その結果を交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前2項の審査の結果により、補助金の交付をしないことと決定したときは、その旨を横浜市大学連携型起業家育成施設入居・成長支援補助金不交付決定通知書（第6号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(成長補助金の実施報告書の提出)

第11条 前条により成長補助金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 横浜市大学連携型起業家育成施設成長支援補助金実施報告書（第7号様式）（以下「実施報告書」という。）

(2) 補助対象経費明細書（第8号様式）

(3) 助成対象経費にかかる契約書（発注書）、請求書、領収書、支払い済みを確認できる書類（通帳等）等の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実施報告書への記載を省略させることができる事項は、補助事業等を行う者の資産及び負債に関する事項とする。

3 対象経費のうち、一件100万円以上の支出となる案件について、補助金規則第24条により市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者から見積を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。また、市内事業者から見積を徴収した場合は、市内事業者を証する書類（登記事項証明書等）を提出することとする。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、補助金規則第24条ただし書に規定する、市長が市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者から見積書を徴収する方法により難いと認める場合とする。これに該当するときは、交付対象者は、十分な調査を行ったうえで、その理由について入札または見積に係る理由書（第9号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(1) 市内事業者で取扱いがない場合

(2) 2人以上の市内事業者で取扱いがない場合

(3) 入札又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行うことにより、事業計画

にかかる営業秘密が開示され、申請者の事業活動に支障を生ずるおそれがある場合
(4) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内事業者では目的の達成が行えない場合

(成長補助金の交付額の確定)

第 12 条 市長は、前条の実施報告書を受理した場合は、審査し、相当と認めるときは、補助金額の確定を行うとともに、横浜市大学連携型起業家育成施設成長支援補助金交付額確定通知書（第 10 号様式）により、成長補助金額及び交付条件を通知するものとする。

(両補助金の請求)

第 13 条 補助金の交付の請求は、横浜市大学連携型起業家育成施設入居・成長支援補助金請求書（第 11 号様式）により行うものとする。

(両補助金の交付決定の取り消し等)

第 14 条 市長は、入居補助金又は成長補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。交付決定が取り消された場合、市長は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 第 3 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号又は第 7 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号に該当することが判明したとき
- (2) 助成金の交付前に市外に移転したとき。
- (3) 助成金の交付前に倒産したとき。
- (4) 市税の滞納があったとき。
- (5) 偽りその他不正の手段によって助成金の交付決定を受けたとき。
- (6) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。

2 前項の規定は、第 12 条の規定により交付すべき成長補助金の額が確定した後においても適用があるものとする。

3 市長は交付決定の取消しをした場合には、横浜市大学連携型起業家育成施設入居・成長支援補助金交付決定取消通知書（第 12 号様式）により、通知するものとする。

(実施事業の状況報告)

第 15 条 交付対象者は、成長補助金交付後においても継続して第 1 条に規定する補助事業の目的を実現するよう努めなければならない。

2 交付対象者は、交付決定年度の翌年度の事業の実施状況を横浜市大学連携型起業家育成施設入居・成長支援補助金状況報告書（第 13 号様式）により速やかに市長に

報告しなければならない。

- 3 市長は、必要に応じて、前項の状況報告書に関する説明資料の提出を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。この場合において、交付対象者は、正当な理由がない限り、現地調査を拒否することはできない。

(警察本部等への確認)

- 第 16 条 市長は、必要に応じ申請者又は第 10 条第 1 項の交付の決定を受けた者が、第 3 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、又は第 7 条第 2 項第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。
- 2 市長は、必要に応じ申請者又は第 10 条第 1 項の交付の決定を受けた者の市税の納税について、その者の同意に基づき、財政局長に対して確認を行うことができる。

(補助金の交付を受ける者に対する調査等)

- 第 17 条 市長は、必要があると認めるときは、申請者又は補助金の交付の決定を受けた者に対し、事業活動等の状況について、報告若しくは書類の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(関係書類の保存期間)

- 第 18 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、交付決定を受けた日の属する年度の末日から 5 年とする。

(委任)

- 第 19 条 この要綱に定めるものの他、この実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 2 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 8 月 17 日から施行する。

(経過措置)

この要綱施行の際、現に対象者である者は従前の定めによるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行し、この要綱による改正後の本補助金等の交付に関する要綱の規定は、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。ただし、令和2年度の予算に係る補助金等については改正前の要綱の規定を適用することとする。

別表1 (第4条)

「入居支援補助金の額」

東工大横浜ベンチャープラザ

階		居室名	面積 (㎡)	横浜市賃料補助月額
				500 円/㎡
1 階	西棟	W101	42.56	21,280
		W102	45.29	22,645
		W103	120.20	60,100
		W104	100.82	50,410
		W105	76.92	38,460
	東棟	E106	84.60	42,300
		E107	83.04	41,520
		E108	156.04	78,020
		E109	50.92	25,460
		E110	52.38	26,190
2 階	西棟	W201	112.40	56,200
		W202	25.02	12,510
		W203	76.02	38,010
		W204	77.28	38,640
		W205	57.97	28,985
	東棟	E206	83.37	41,685
		E207	81.04	40,520
		E208	83.37	41,685
3 階	西棟	W301	68.03	34,015
		W302	44.88	22,440
		W303	25.02	12,510
		W304	39.00	19,500
		W305	39.00	19,500
		W306	40.38	20,190
4 階	西棟	W401	121.58	60,790
		W402	42.06	21,030

補助対象期間は入居日の翌月(入居日が月の初日の場合は当月)から最大1年間。
また、補助は予算の範囲内で行います。

別表 2 (第 8 条) 「成長補助金の経費及び額」

経費	補助額
(1) 事業所移転に係る経費 (2) 移転先家賃 (3) その他必要と認める経費	(1) 入居補助金交付額と同額を上限とする。

補助は予算の範囲内で行います。

第 1 号様式 (第 6 条)

令和 年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 住所

氏名
(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の職・氏名)

令和 年度 横浜市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金交付申請書

次のとおり入居支援補助金の交付を申請します。

入居施設名称	東工大横浜ベンチャープラザ (横浜市緑区長津田町 4259-3)		
居室名		居室面積	m ²
入居日	令和 年 月 日		
交付申請期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
属性 (該当する□にチェック)	<input type="checkbox"/> 横浜市内中小企業 <input type="checkbox"/> 東京工業大学発ベンチャー		
	<input type="checkbox"/> 市内大学発ベンチャー		
交付申請額	合計 円 (内訳は次のとおり)		

(交付申請額内訳)

	補助対象経費 (賃料月額)	補助金交付申請額	備考
月	円	円	
月	円	円	
月	円	円	
月	円	円	
月	円	円	
月	円	円	
合計			

添付書類

- (1) Y V P の入居にかかる賃貸借契約書の写し
- (2) 中小機構が発行する賃料納入証明書
- (3) 直近 1 年分の市民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書 (市民税が非課税の場合は滞納がない証明書)
- (4) 非課税確認同意書 (事業所税、固定資産税及び都市計画税において非課税税目がある場合。第 2 号様式)
- (5) 役員等氏名一覧表 (第 3 号様式)
- (6) その他必要な書類 ()

第2号様式（第6条、第9条）

（*下記の税につき、非課税の場合のみ提出してください）

非課税確認同意書

該当の有無 (非課税の場合は○)	税目
	事業所税
	固定資産税及び都市計画税

*法人市民税については、非課税の場合は「滞納がない証明書」を提出してください。

上記税目について、課税がされていないことを申告します。

また、上記税目について、滞納がないことを確認するため、本様式に記載された情報を横浜市財政局税務課に照会することについて、同意します。

法人名
代表者の職・氏名

事業所名	所在地

*申請時、横浜市市内に所在するすべての、事業所（事務所、店舗、工場など）について記載してください。

*記載欄が不足した時は適宜追加してください。

役員等氏名一覧表

令和 年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

横浜市暴排条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。
また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

法人名
代表者の職・氏名

（申請先）
横浜市長

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の職・氏名）

令和 年度 横浜市大学連携型起業家育成施設成長支援補助金交付申請書

次のとおり成長支援補助金の交付を申請します。

入居施設名称	東工大横浜ベンチャープラザ（横浜市緑区長津田町 4259-3）	
居室名		
退去日	令和 年 月 日	
属性（□にチェック）	<input type="checkbox"/> 横浜市內中小企業 <input type="checkbox"/> 東京工業大学発ベンチャー <input type="checkbox"/> 市内大学発ベンチャー	
対象者要件（□にチェック）	<input type="checkbox"/> 退去後、継続して横浜市內で事業を行う意思があること	
交付申請額	合計	円（A）
（参考）入居補助金の額		円（上限額となります）

【経費明細】

（単位：円）

費目	補助対象経費 予算額 （税抜）	内訳（積算）
経費①事務所移転に係る経費		
経費②移転先賃料		
経費③その他必要と認める経費		
経費合計（B）		
今回の補助金（A）		
その他の財源		
財源合計（C）＝（B）		

添付書類

- YVPの入居に係る賃貸借契約書の写し
- YVP退去後に行う事業の内容を明らかにする書類
- 法人である場合は移転後の履歴事項全部証明書、個人である場合は移転後の居住地を証する書類及び法人設立計画を明らかにする書類
- 成長支援補助金申請者が横浜市に支払った直近1年分の市民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書（市民税が非課税の場合は滞納がない証明書）
- 非課税確認同意書（事業所税、固定資産税及び都市計画税において非課税税目がある場合。第2号様式）
- 役員等氏名一覧表（第3号様式）
- 前各号に掲げるものの他、市長が必要と認める書類

経 経 第 号
 令和 年 月 日

様

横浜市長

横浜市大学連携型起業家育成施設入居・成長支援補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のありました標記補助金については、次の条件を付けて交付します。

2 補助金交付決定額 合計 円

令和	年度	補助金交付決定額	備考
半 期	月	円	
	月	円	
	月	円	
	月	円	
	月	円	
	月	円	
半期計		円	

3 次の事項が生じたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。交付決定が取り消された場合、既に交付した補助金については、返還請求いたします。

- (1) 第3条第2項第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号又は第7条第2項第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号に該当することが判明したとき
- (2) 助成金の交付前に市外に移転したとき。
- (3) 助成金の交付前に倒産したとき。
- (4) 市税の滞納があったとき。
- (5) 偽りその他不正の手段によって助成金の交付決定を受けたとき。
- (6) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。

経 経 第 号
令和 年 月 日

様

横浜市長

横浜市大学連携型起業家育成施設入居・成長支援補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のありました標記補助金については、審査の結果、交付しないことに決定しましたので、横浜市大学連携型起業家育成施設入居・成長支援補助金交付要綱第10条第3項に基づき、通知します。

横浜市大学連携型起業家育成施設成長支援補助金実施報告書

横浜市長

所在地 〒

団体名

代表者 職名
氏名

年 月 日第 号で交付決定された標記補助金について、横浜市大学連携型起業家育成施設入居・成長支援補助金交付要綱第11条第1項に基づき、次のとおり報告します。

1 補助金交付確定申請額

¥ _____ . . . (A)

2 添付書類

- (1) 補助対象経費明細書（第8号様式）
- (2) 補助対象経費にかかる契約書（発注書）、請求書、領収書、支払い済みを確認できる書類（通帳等）等の写し
- (3) 入札又は見積りに係る理由書（第9号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 実施報告

事業所所在地 (新住所)	〒
移転作業期間	年 月 日 ~ 年 月 日
移転先住所での 事業開始日	年 月 日

第8号様式（第11条第1項）

補助対象経費明細書

（単位：円）

費目	補助対象経費 決算額 (税抜)	内訳 (積算)
経費①事務所移転に係る経費		
経費②移転先賃料		
経費③その他必要と認める経費		
経費合計 (B)		
今回の補助金 (A)		
その他の財源		
財源合計 (C) = (B)		

※ 上記の「補助対象金額」欄に記入された対象経費について、契約書（発注書）、請求書、領収書、支払い済みを確認できる書類（通帳等）等の写しを併せて提出してください。支払ったことを証する書類を確認できない場合は、補助対象金額として認められません。

名称
（企業名又は団体名）
代表者職・氏名

第9号様式（第11条第4項）

入札又は見積りに係る理由書

1. 100万円以上の契約について、市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者からの見積書の徴収が行えない品名

--

2. 発注先

_____（市内 市外）

3. 提出する見積書の種類及び数量

市内事業者による見積書	通
市外事業者による見積書	通

4. 市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内事業者で取扱いがない
	(2) 2人以上の市内事業者で取扱いがない
	(3) 入札又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行うことにより、事業計画にかかる営業秘密が開示され、申請者の事業活動に支障を生ずるおそれがある
	(4) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内事業者では目的が達成できない

複数の理由に当てはまる場合は、(1) から (4) の順に最初に当てはまる1の理由を選択してください。

5. 4の理由に該当すると判断するに至った理由又は根拠

--

横浜市補助金規則第24条に定める市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者からの見積書の徴収により難しい理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

名称
(企業名又は団体名)
代表者職・氏名

団体名
代表者 様

横浜市長

横浜市大学連携型起業家育成施設成長支援補助金交付額確定通知書

年 月 日 第 号で交付決定した横浜市大学連携型起業家育成施設成長支援補助金につきましては、年 月 日に提出のありました実施報告書により、交付額が確定しましたので、横浜市大学連携型起業家育成施設入居・成長支援補助金交付要綱第 12 条に基づき通知します。

1 確定額

¥ _____

- 2 次の事項が生じたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。交付決定が取り消された場合、既に交付した補助金については、返還請求いたします。
- (1) 第 3 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号又は第 7 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号に該当することが判明したとき
 - (2) 助成金の交付前に市外に移転したとき。
 - (3) 助成金の交付前に倒産したとき。
 - (4) 市税の滞納があったとき。
 - (5) 偽りその他不正の手段によって助成金の交付決定を受けたとき。
 - (6) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- 3 横浜市大学連携型起業家育成施設成長支援補助金の用途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。

(担当)

第 11 号様式 (第 13 条)

横浜市大学連携型起業家育成施設入居・成長支援補助金請求書

令和 年 月 日

(請求先)
横浜市長

申請者 住所

氏名 印
(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の職・氏名)

請求金額 金 _____ 円

令和 年度横浜市大学連携型起業家育成施設入居・成長支援補助金について、上記の金額を請求します。

フリガナ			
口座名義人			
銀行・支店名			
種 目	普通 ・ 当座	口座番号	

経 経 第 号
令和 年 月 日

様

横浜市長

横浜市大学連携型起業家育成施設入居・成長支援補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日 第 号付の横浜市大学連携型起業家育成施設入居・成長支援補助金の交付決定については、横浜市大学連携型起業家育成施設入居・成長支援補助金交付要綱第 14 条の取消要件に該当するため、取り消します。

1 取消の内容（全部取消又は一部取消）

2 取消理由

横浜市大学連携型起業家育成施設入居・成長支援補助金状況報告書

（申請先）
横浜市長

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の職・氏名）

横浜市大学連携型起業家育成施設入居・成長支援補助金交付要綱第 15 条の規定に基づき、
年 月 日に交付決定の通知を受けた横浜市大学連携型起業家育成施設入居・成長支援補助金
の 年度状況報告を行ないます。

1 交付決定額

¥

2 添付書類

（1）事業報告書

事業報告書 (年度)

○事業形態

開業・法人設立日	年 月 日		
YVP 退去日	年 月 日		
基本情報	年時点(現在)		
	資本金		
	年商・売上		
	従業員数		

○1年間の事業実施内容・成果

○今後の展望と課題